2026 年 10 月

お客さま 各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

「つなげるとうしん（資産承継型） 資産承継特約 兼 贈与契約書」の改訂について

2026 年 11 月 2 日（月）より、「つなげるとうしん（資産承継型） 資産承継特約 兼 贈与契約書」を、以下の新旧対照表のとおり改訂いたしますので、お知らせいたします。

なお、本改訂に伴うお客さまのお手続きはございません。

【新旧対照表】

改訂箇所を下線で表示しています。

改訂箇所	新	旧
［つなげるとうしん（資産承継型） 資産承継特約］ 第 6 条（届出事項）	(4) 受贈者について、所得税法その他の法令上、非居住者に該当することとなった場合等、法令・税制等により投資信託に係る取引または口座の取扱いに影響を及ぼすおそれのある居住状況の変更が生じた場合	新設
［贈与契約書］ 第 1 条（贈与の成立）	(1) 贈与者の相続発生時に末尾目録記載の投資信託振替決済口座にて管理するすべての投資信託（贈与者の死亡日までに約定が成立している投資信託を振替の対象とし、投資一任契約に基づく投資信託を除く。） ただし、定期定額購入取引の場合、相続発生後の購入を含む。	(1) 贈与者の相続発生時に末尾目録記載の投資信託振替決済口座にて管理するすべての投資信託（定期定額購入取引の場合、相続発生後の購入を含む）。ただし、贈与者の死亡日までに約定が成立している投資信託を振替の対象とし、投資一任契約に基づく投資信託を除く
［贈与契約書］ 第 1 条（贈与の成立）	(3) 当社が贈与者の死亡連絡を受け付けた後に入金された上記(1)の投資信託に関する分配金、償還による金銭債権（贈与者の相続発生後、当社が死亡連絡を受け付けるまでに入金された分配金、償還による金銭債権は本件贈与契約の対象外とします。）	(3) 当社が贈与者の死亡連絡を受付けた後に支払われた上記(1)の投資信託に関する分配金などの金銭債権（贈与者の相続発生後、当社が死亡連絡を受け付けるまでに支払われた分配金などの金銭債権は本件贈与契約の対象外とします。）

以上

つなげるとうしん（資産承継型）　資産承継特約 兼 贈与契約書

つなげるとうしん（資産承継型）資産承継特約 兼 贈与契約書（以下「本契約書」といいます。）において、贈与者（※1）と受贈者（※2）、および三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）は、贈与者と当社の間で投資信託振替決済口座設定申込書兼契約締結時交付書面により契約した末尾目録記載の投資信託振替決済口座にかかる契約に、資産承継特約を付加することについて、［つなげるとうしん（資産承継型）　資産承継特約］（以下「本件特約」といいます。）のとおり合意しました。

また、贈与者と受贈者は[贈与契約書]のとおり贈与契約（以下「本件贈与契約」といいます。）を締結しました。

なお、受贈者が複数存在する場合、贈与者と各受贈者の間で、それぞれ個別に本件贈与契約が成立するものとします。

本契約書は１通作成のうえ、原本は当社が保管し、贈与者、すべての受贈者が写しを１通ずつ保管します。

※1　本契約書の【贈与者さま】欄にご署名・ご捺印されたお客さま（以下「贈与者」といいます。）

※2　本契約書の【受贈者さま】欄にご署名・ご捺印されたお客さま（複数名指定されている場合は、受贈者全員を指します。以下「受贈者」といいます。）

［つなげるとうしん（資産承継型）　資産承継特約］

第１条（資産承継特約の付加）

本件特約は、贈与者および受贈者が署名・捺印した本契約書を贈与者が生前に当社へ届け出た上で当社が【資産承継特約の付加日】を記入することによって付加されるものとします。本件特約が付加されなければ、当社は本件特約に基づく取扱いは行いません。本件特約は、贈与者および受贈者が当社で普通預金口座および投資信託振替決済口座を開設していることを条件として付加されるものとします。

第２条（贈与者死亡に関する届け出と受贈者への振替）

１.受贈者は、贈与者が死亡した場合、直ちに当社に届け出るものとします。

２.当社は、贈与者および受贈者からの本件特約に基づく依頼により、受贈者から、贈与者の死亡を証明する除籍謄本等証明書類、受贈者の本人確認書類の写しおよび当社所定の書類の提出があったとき、本件贈与契約に基づき、名義変更により受贈者（複数名指定されている場合は、各受贈者）の投資信託振替決済口座に承継対象の投資信託を振り替えます。各受贈者の取得割合は本件贈与契約書に記載のとおりとします。なお、贈与者の死亡日までに約定が成立している投資信託を振替の対象とします。また、振替後の分配金受取方法は以下のとおりとします。

（1）承継対象の投資信託と同一の投資信託を受贈者が保有している場合
　　受贈者が選択している分配金受取方法を継続します。

（2）承継対象の投資信託と同一の投資信託を受贈者が保有していない場合
　　分配金受取方法は再投資とします。

第３条（後見等に関する届出）

贈与者に成年後見人（任意後見人、保佐人、補助人を含みます。以下、同様とします。）が選定された場合は受贈者が速やかに当社宛に「成年後見制度に関する届出書」等の必要書類を提出するものとします。なお、当社は、贈与者の成年後見人から開示請求があった場合は、本件贈与契約の内容を同後見人に開示することができるものとします。

第４条（本件特約の終了事由）

以下いずれかに該当する場合、本件特約は終了するものとします。なお、（4）に該当する場合、当社は、贈与者または受贈者のいずれかに対し通知することにより、本件特約の全部を解除できるものとします。

(1) 贈与者が本件贈与契約の対象としている投資信託振替決済口座を解約した場合

(2) 贈与者と受贈者が合意の上で本件贈与契約を解除し、当社に対し当社所定の「資産承継特約解除依頼書兼贈与契約解除合意書」を提出した場合

(3) 贈与者が以下のいずれかの方法で本件贈与契約を解除し、当社に所定の「資産承継特約解除依頼書（単独）」を提出した場合

①受贈者に対して解除の意思表示を行う方法

②本件贈与契約の内容と抵触する遺言書（死因贈与契約を含む。以下同じ。）を作成して本件贈与契約を撤回する方法

(4) 本件贈与契約の関係者が反社会的勢力や経済制裁対象者であることが判明した場合

第５条（本件贈与契約の変更）

贈与者は、受贈者や受贈者に対する贈与割合（受取割合）を変更する場合には、第 4 条（2）または（3）の方法により、本件特約を解約したうえで、改めて「つなげるとうしん（資産承継型）資産承継特約 兼 贈与契約書」を当社に提出するものとします。

第６条（届出事項）

贈与者は、次の場合、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の手続きを行うものとします。当該届出の前または所定の手続きの完了前に、贈与者、受贈者またはその他の者に生じた損害につき、当社は責任を負いません。

(1) 受贈者について、氏名・住所の変更があったとき

(2) 受贈者が死亡したとき

(3) 受贈者について、成年後見人の選任その他本契約書に影響を及ぼすような重要な事項について変更があったとき

(4) 受贈者について、所得税法その他の法令上、非居住者に該当することとなった場合等、法令・税制等により投資信託に係る取引または口座の取扱いに影響を及ぼすおそれのある居住状況の変更が生じた場合

(5) 贈与者が本件贈与契約の内容と抵触する遺言書を作成したとき

(6) その他本件贈与契約を解除または撤回したとき

第７条（留意事項）

贈与者が、本件贈与契約の締結日以降、新たに本件贈与契約と抵触する内容の遺言書を作成した場合には、本件贈与契約を撤回したとみなされ無効とされる可能性があります。当社が、贈与者から第４条に定める書面の提出がないため、本件贈与契約が有効であると認識した上で第２条に基づき受贈者の投資信託振替決済口座に投資信託の振替を行った後に、新たな遺言書の存在が明らかになるなどして本件贈与契約が無効と判明した場合やその他本件贈与契約の無効が明らかになった場合であっても、贈与者の相続人、受贈者または受遺者その他の者が受けた損害等について、当社は責任を負いません。また、当社は本件贈与契約の解除、撤回の有無に関する調査を行う責めを負わないものとします。

当社が、第２条に基づき受贈者の投資信託振替決済口座に投資信託の振替を行う前に、受贈者の権利について争いがあることを知ったときは、当該争いのある当事者間の書面による合意または確定判決等（受贈者に対し当社が振り替えるべき投資信託が明示されているもの）が提示されるまでの間、また、相続人全員の書面による同意が提示されるまでの間、当社は、受贈者に対し、投資信託の振替を拒むことができ、遅延損害金その他の何らの責任も負いません。

［贈与契約書］

第１条（贈与の成立）

贈与者は、(1)～(3)記載の財産を【受贈者さま】欄に記載の受取割合（以下「贈与割合」といいます。）にて贈与することとし、受贈者はこれを受諾しました。なお、(1) (2)は口数を分割し名義変更にて贈与することとします。

また、(4) (5)記載の財産については、【受贈者さま】欄の筆頭枠に記載された受贈者に贈与することとし、受贈者はこれを受諾しました。

(1) 贈与者の相続発生時に末尾目録記載の投資信託振替決済口座にて管理するすべての投資信託（贈与者の死亡日までに約定が成立している投資信託を振替の対象とし、投資一任契約に基づく投資信託を除く。）
ただし、定期定額購入取引の場合、相続発生後の購入を含む。

(2) 上記(1)の投資信託に関する分配金のうち、再投資したもの（相続発生後の再投資を含みます。）

(3) 当社が贈与者の死亡連絡を受け付けた後に入金された上記(1)の投資信託に関する分配金、償還による金銭債権
(贈与者の相続発生後、当社が死亡連絡を受け付けるまでに入金された分配金、償還による金銭債権は本件贈与契約の対象外とします。)

(4) 上記(1) (2)の合計口数に贈与割合を乗じて取引単位口数未満の端数が生じた場合、その端数の合計口数

(5) 上記(3)の金銭債権に贈与割合を乗じて 1 円未満の端数が生じた場合、その端数の合計金額

第２条（効力発生日）

第１条の贈与は、贈与者が死亡したときにその効力を生ずることとします。ただし、受贈者は当該効力発生後、受贈を放棄することはできません。

第３条（効力発生日以前の受贈者の死亡）

贈与者の死亡以前に、受贈者が死亡した場合、贈与者と当該受贈者との本件贈与契約はその効力を生ずることはありません。また当該受贈者以外の受贈者への贈与割合は、当該受贈者の死亡により影響を受けません。

第４条（本件契約の終了）

贈与者の死亡以外の事由により投資信託振替決済口座が解約された場合、本件贈与契約はその効力を生ずることはありません。

第５条（本件贈与契約の解除および撤回）

本件贈与契約は、贈与者と受贈者の合意により、または贈与者が単独で受贈者に対し通知する方法により、いつでも解除することができ、また、贈与者が本件贈与契約の内容と抵触する遺言書を作成する方法により、いつでも撤回することができます。なお、贈与者が本件特約第６条に従い、本件贈与契約の解除または撤回を届け出るとともに、当社所定の手続きを行うものとします。

裏面につづきます（ご署名欄もございます）

【贈与契約書締結年月日】２０　　年　　月　　日　◀ 贈与者と受贈者の間で贈与契約を締結した日をご記入ください。

【贈与者さま】

ご住所	当社にお届出のご住所と同一	
お名前（自署）	様	お届印

本契約書の契約内容について、内容をご確認、ご理解の上、押印ください。

【受贈者さま】（**贈与者さまの推定相続人の中から指定するものとします。契約時に非居住者である方は受贈者さまに指定できません。**※1）

「個人情報の利用目的について」を確認しました。成年後見人等が選任されている場合、別途「受贈者に関する届出書」をご提出ください。

受贈者（推定相続人） ①（筆頭枠）	お名前（自署）	様	お届印	受取割合
				%
	続柄（贈与者さまからみて）	□ 配偶者、□ 子、□ 親、□ 兄弟・姉妹、□ 甥 ・ 姪、□〔　　〕		
②	お名前（自署）	様	お届印	受取割合
				%
	続柄（贈与者さまからみて）	□ 配偶者、□ 子、□ 親、□ 兄弟・姉妹、□ 甥 ・ 姪、□〔　　〕		
③	お名前（自署）	様	お届印	受取割合
				%
	続柄（贈与者さまからみて）	□ 配偶者、□ 子、□ 親、□ 兄弟・姉妹、□ 甥 ・ 姪、□〔　　〕		
④	お名前（自署）	様	お届印	受取割合
				%
	続柄（贈与者さまからみて）	□ 配偶者、□ 子、□ 親、□ 兄弟・姉妹、□ 甥 ・ 姪、□〔　　〕		

※1 当社は受贈者さまについての上記記載内容の検証を行わず、当該記載内容が事実に反するものであったとしても、当該記載内容に従った取扱いは有効とみなされるものとし、当社は、当該取扱いにより生じた贈与者さまおよび贈与者さまの相続人その他の第三者の損害について責任を負いません。

【資産承継特約の付加日】２０　　年　　月　　日　◀本件特約第１条に基づき、左欄に記載の日を以て、資産承継特約が付加されます。

【目録】

契約書名称：**投資信託振替決済口座設定申込書兼契約締結時交付書面** / お客さま氏名：上記贈与者さまと同じ

有価証券の記帳および振替に関する契約日：上記契約書に記載の契約日

銀行使用欄

【契約書交付時】

	店番	取引番号	保護預り契約日	保護預り契約日確認 検印	保護預り契約日確認 係印
贈与者		0			
受贈者①	0		受贈者② 0	取引番号	
受贈者③	0		受贈者④ 0	取引番号	

【契約書受領時】

□ 契約時チェックシート起票（起票者がチェック）

格納印	検印	係印	印鑑照合	受付

※左半分のみをA4サイズにコピーのうえ格納

〈センター使用欄〉

入力日	検印	係印

35118

【当社】

名称	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	付加確認印（※）	※当社の付加確認印がない本件特約は無効です。

印紙

個人情報の利用目的について

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

（１）当社の業務

①金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託、年金信託、団体信託、財形信託、公益信託、特定贈与信託、証券信託、従業員持株信託、金銭債権信託、不動産信託、動産信託等の信託業務

②信託契約代理業務、信託受益権売買等業務、証券代行業務、相続・遺言業務、会計の検査、財産の取得・処分または賃借の代理業務、公社債もしくは株式の元利金または配当金支払の取扱い業務、債権取立の代理事務、債務の履行、不動産の仲介、分譲、鑑定、管理、等の併営業務

③預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務

④公共債窓販業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、社債業務等、法律により当社が営むことができる業務およびそれに付随する業務

⑤その他当社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

（２）利用目的

①金融商品、信託商品およびサービスの申込、相談の受付のため

②金融商品、信託商品およびサービスに関する各種ご提案のため（ダイレクトメールの発送を含む）

③法令等に基づくご本人さまの確認等や金融商品、信託商品およびサービスをご利用いただく資格等の確認のため

④預金取引、融資取引、信託取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため

⑤融資等のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

⑥適合性の原則等に照らした判断等、金融商品、信託商品およびサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑦お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため

⑧与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

⑨他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑩お客さまとのご契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

⑪市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発のため

⑫提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

⑬各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

⑭その他、当社の業務においてお客さまとのお取引・ご契約（信託契約、委託契約等）を適切かつ円滑に履行するため

ただし、年金業務、団体信託業務、証券代行業務等、企業、団体等から委託を受けて、その従業員、構成員、退職者、株主等の個人情報を取扱う場合には、それぞれの委託契約の内容等に従い、各受託業務を遂行するためにそれらの個人情報を必要な範囲に限定して利用いたします。

なお、銀行法施行規則等の規定に基づき、当社は、個人信用情報機関から提供を受けたお客さま（資金需要者）の借入返済能力に関する情報については、お客さまの返済能力の調査以外の目的のためには利用もしくは第三者提供いたしません。同様に、銀行法施行規則等の規定に基づき、当社は、業務を行う際に知り得たお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

以上

(2026.11)